

税 務 だより



収納窓口の開設

日時 7月31日(日) 午前8時30分から午後0時30分

※役場正面玄関からお入りください。

納税は便利な口座振替で

銀行などのキャッシュカードをお持ちであれば、役場税務課窓口で簡単に申請手続きができます。

※申請時、暗証番号の入力が必要となります。

※手続きができない金融機関等もあります。

税に関する手続きのお知らせ

▼家屋を取り壊したら

登記あり家屋 法務局(春日井市)で滅失登記をしてください。

登記なし家屋 役場税務課で取り壊し届を提出してください。

▼自動車等を廃車・譲渡したら

原動機付自転車および小型特殊自動車

ナンバープレート・印かん・標識交付証明書を持参し、役場税務課で手続きをしてください。

▼自動車等を購入したら

原動機付自転車および小型特殊自動車印かん・販売証明書または譲渡証明書を持参し、15日以内に役場税務課で手続きをしてください。

※住所など申告事項に変更があった場合も手続きをしてください。

▼原動機付自転車および小型特殊自動車以外の手続き場所

三輪および四輪以上の軽自動車
軽自動車検査協会愛知主管事務所
小牧支所

二輪小型自動車・普通車

中部運輸局愛知運輸支局 小牧自動車検査登録事務所

軽二輪自動車(126ccから250cc)

愛知県軽自動車協会小牧分室

※車両ごとに異なります。

家屋調査にご協力を

1月2日以降に完成(新築・増築)した物件については、平成29年度から固定資産税の課税対象となるため、家屋調査をおこなっています。

これは、建物の構造や使用資材を調査して、固定資産税を算出するためのもので、事前に調査日時を調整

し、当日は職員が訪問しておこないます。

調査時には、家の中に入らせていただきます。図面などの書類や各部屋の

特別支援学校の給食費補助

対象 町内にお住まいで、特別支援

学校に在籍する児童または生徒の保護者の方

補助金額 給食費1食当たりの単価に給食実日数を乗じた額の2分の

1

※国から給食費の一部の補助を受けている場合は、給食費1食当たりの単価から国の補助額を除いた2分の1となります。

※国から給食費の全部の補助を受けている場合は、補助はありません。

対象期間・申請・交付

①4月から6月分 8月末日までに申請、9月交付

仕上げ材を確認させていただきますので、ご協力をお願いします。

問合せ先 税務課

☎95-11113

②7月から11月分 12月末日までに申請、1月交付

③12月から3月分 3月末日までに申請、4月交付

※申請は、土・日および祝日を除く申請に必要なもの 大口町特別支援

学校給食費補助金交付申請書兼請求書(学校教育課、各特別支援学校で用意。申請書兼請求書中に、対象期間の給食実日数等を各学校で証明)

申請場所 中央公民館2階 学校教育課

問合せ先 学校教育課
☎95-4446

行政相談委員の表彰

行政相談委員は、国の仕事や行政サービスなどについて、皆さんの身近な相談相手として、総務大臣から委嘱を受けた民間有識者の方です。

5月25日(水)に本町の行

政相談委員を務めていただいている今枝達夫委員が、その業績が顕著であるとして、総務省より全国行政相談委員連合会協議会長表彰を受賞されました。